別表第八一(ヒ)の項(い)欄中「及びリミット」の下に「(強制停止)」を加え、同項(は)欄中「触診」を「目視及び触診」に改め、同項(に)欄中「平成十二年建設省告示第千四百二十三号」を「制動装置告示」に、「ファイナルリミットスイッチにあっては、」を「ファイナルリミットスイッチにあっては」に、「ファイナルスイッチ」を「ファイナルリミットスイッチ」に、「とき」を「場合」に改め、同項を同(ホ)の項とし、同(ヒ)の項(い)欄「及びローラー」を「等」に改め、同項(ろ)欄中「摩損」を「摩耗」に改め、同項(は)欄中「打検又は目視による緩み確認マークの位置の確認その他ナットの緩みが確認できる方法」を「打検等」に改め、同項(に)欄中「支障がある」を「支障が生じている」に改め、同項を同(ヘ)の項とし、同(ト)の項(ろ)欄中「及び損傷」を削り、同項(は)欄中「かご床」を「かごの床」に改め、同項(に)欄中「損傷、腐食又はその他の劣化」を「著しい損傷又は腐食」に、「水平」を「水平度」に改め、同項を同(ヒ)の項とし、同(チ)の項(に)欄中「固定部の緩み、変形、破損等により、利用者が危害を受けるおそれがある」を「取付けが堅固でない」に改め、同項を同(ヒ)の項とし、同(ル)の項摩擦式（駆動ローラー）の項(は)欄中「試乗し、動作を」を「かごを昇降して」に改め、同項(に)欄中「ローラ」を「ローラー」に、「走行」を「昇降」に改め、同(ル)の項ラックピニオン式の項取付けの状況の項(は)欄中「触診」を「目視及び触診」に改め、同(ル)の項チェーンスプロケット式の項(ろ)欄中「鎖及び部品の摩耗並びに取付け」を「滑車の作動」に、「伸び」を「摩耗」に改め、同項(は)欄中「目視及び聴診により」を「作動の状況を」に、「鎖を手で引き、」を「触診により鎖の」に、「同等か」を「均等であることを」に、「最も摩耗の進んだ部分の鎖の長さをノギスで測定し又は製造者が指定する鎖伸びゲージ等を用いて算出した伸び率を確認」を「基準階から加速終了位置又は減速開始位置から基準階の間にかごがある場合に、鎖が鎖車にかかる箇所等における最も摩耗の進んだ部分の長さを測定」に改め、同項(に)欄中「摩耗、偏摩耗、固定部の緩み等により動力伝達に支障をきたしている」を「動力の伝達に支障が生ずるおそれがある」に改め、「鎖の張りに」を削り、「基準長さに対し一・五パーセント以上」を「最も摩耗の進んだ部分の長さが鎖車にかからない部分の長さと比較してその伸びが一・五パーセント以上で」に改め、同(ル)の項チェーンラックピニオン式の項(ろ)欄中「鎖及び部品の摩耗並びに取付け」を「滑節構造部材の作動」に、「伸び」を「摩耗」に改め、同項(は)欄中「目視及び触診により」を「作動の状況を」に、「最も摩耗の進んだ部分の鎖の長さをノギスで測定し又は製造者が指定する鎖伸びゲージ等を用いて算出した伸び率を確認」を「基準階から加速終了位置又は減速開始位置から基準階の間にかごがある場合に、鎖が鎖車にかかる箇所等における最も摩耗の進んだ部分の鎖の長さ及び鎖車にかからない部分の長さを測定」に、同項(に)欄中「摩耗、偏摩耗、固定部の緩み等により動力伝達に支障をきたしている」を「動力の伝達に支障を生ずるおそれがある」に、「基準長さに対し一・五パーセント以上」を「最も摩耗の進んだ部分の長さが鎖車にかからない部分の長さと比較してその伸びが一・五パーセント以上で」に改め、同(ル)の項の次に次のように加える。

(十)	鎖の緩み検出装置	作動の状況	作動の状況を確認する。	作動しないこと。

別表第八二(ニ)の項(ろ)欄中「固定」を「構造及び設置」に改め、同項(は)欄中「及び触診」を削り、同項(に)欄中「いす部の固定部において、緩み、変形、破損、錆、腐食等により運行に支障がある」を「変形、摩耗、腐食等により運行に支障が生じている」に改め、同(ニ)の項(い)欄中「ボタン等」の下に「及び操作レバー」を加え、同項(ろ)欄及び(に)欄中「押ボタン」を「押しボタン」に改め、同(ミ)の項(ろ)欄中「回転装置の状況」を「回転装置の作動の状況」に改め、同項(に)欄中「作動する前に」を「機械的ロックがかかる前に、」に改め、同(ヨ)の項(ろ)欄中「標識の」を削り、同(ル)の項(に)欄中「あっては、」を「あっては」に、「障害物が接触する前に」を「障害物を感知しても」に改め、同(ヲ)の項(い)欄中「ベルト等」を「ベルト」に改め、同項(ろ)欄中「装着等」を「装着」に改め、同項(は)欄中「触診」を「目視及び触診」に改め、同(ハ)の項(い)欄中「いす」を「いすの」に改め、同項作動の状況の項(は)欄中「目視により」を「作動の状況を」に改め、同項(に)欄中「いす」を「いすの」に改め、同(ハ)の項損傷の状況の項(に)欄中「機構部品」を「構成部材」に改め、同表三(一)の項(い)欄中「乗り場呼び及び送りボタン並びに操作レバー」を「乗り場の押しボタン等」に改め、同項(ろ)欄及び(に)欄中「ボタン又は操作レバー」を「ボタン等」に改め、同(ニ)の項を次のように改める。

(二)	リモートコントロールスイッチ	押しボタン等の取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
		押しボタン等の作動の状況	作動の状況を確認する。	押しボタン等が機能しないこと又はかご操作ボタン等の停止機能が優先されないこと。

別表第八三(ヘ)の項(い)欄中「ブラケット」を「レールブラケット」に改め、同項(は)欄中「打検又は目視による緩み確認マークの位置の確認その他ナットの緩みが確認できる方法」を「打検等」に改め、同(ホ)の項(ろ)欄中「ストッパー」を「進入防止用ストッパー」に改め、同項(は)欄中「試乗」を「かごを昇降」に、「走行」を「かごを昇降」に、「侵入」を「進入」に改め、同項(に)欄中「確実」を「堅固」に改め、同(ヌ)の項(に)欄中「取付部」を「移動ケーブル及びトロリーの端部」に、「支障をきたしている」を「支障が生ずるおそれがある」に改め、同(ル)の項(は)欄中「製造者が定める位置において」を削り、同項(に)欄中「製造者が定める位置で」を削り、同項の次に次のように加える。

(七)	耐震対策	ロープガード等の状況	目視及び触診により確認し又は測定する。	令第百二十九条の四第三項第四号の規定に適合しないこと。
		ガイドレールとのかかりの状況	目視により確認し又は測定する。	令第百二十九条の四第三項第三号の規定に適合しないこと。
		突出物の状況	目視により確認する。	令第百二十九条の七第五号の規定に適合しないこと又は保護措置に係る部品等に変形、損傷等があること。

別表第八を別表第四とする。

別表第九一(一)の項(ろ)欄中「エスカレーター」を「昇降機」に改め、同項(に)欄中「エスカレーター」を「昇降機」に、「あり、」を「あること又は」に、「及び保守点検作業において支障をきたしている」を「若しくは定期点検に支障が生じている」に改め、同(二)の項(ろ)欄中「開閉器及び遮断器の」を削り、同項(は)欄中「ただし、テストボタン付きのものにあっては、テストボタンを押して作動の状況も確認する。」を削り、同項(に)欄中「又はテストボタン付きのものにおいて、テストボタンを押しても電気的に開放しないこと」を削り、同(三)の項(い)欄中「プリント」を削り、同項(ろ)欄中「(密閉型のものを除く。)」を削り、同項(に)欄中「異常な」を「著しい」に改め、同(四)の項(に)欄中「溶断電流」を「ヒューズの溶断電流」に、「制御盤」を「制御器」に、「指定する」を「指定された」に改め、同(五)の項(ろ)欄中「制御回路等」を「制御等回路」に、「二次側が接地されており、非接地側に」を「二次側の一方が接地され、他方に」に、「設けて」を「設け」に、「直流のものにあっては六十ボルト、交流のものにあっては二十五ボルト以下の」を「直流六十ボルト又は交流二十五ボルト以下である」に改め、同項(に)欄中「電路」を「回路」に改め、同(七)の項(ろ)欄中「摩耗状況」を「摩耗の状況」に改め、同項(は)欄中「運転」を「無負荷運転」に改め、「金属製直尺等により」を削り、同項(に)欄中「無負荷運転時に」を削り、同(八)の項油の付着の状況の項(に)欄中「パッドしゅう動面に」を「パッドのしゅう動面に」に、「程度の油が付着していること。ただし、ディスクのパッドしゅう動面を目視により確認できないものにあっては、ディスク外周部に油が付着している」を「おそれのある油の付着がある」に改め、同(八)の項パッドの残存厚みの状況の項を次のように改める。